

計 画 書



中播都市計画土地区画整理事業の変更（姫路市決定）

都市計画城陽土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	城陽土地区画整理事業			
面 積	約 64.8ha			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3.1.1号 国道2号線	
		幹線街路	3.2.103号 内環状東線	
		幹線街路	3.5.500号 安田線	
		幹線街路	3.4.501号 三左衛門堀線	
		幹線街路	3.4.518号 公園線	
		幹線街路	3.4.532号 延末線	
	その他の区画街路は4.0m～12.0mの幅員で宅地の利用増進を図るためえ適宜配置する。			
	公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	これについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		街区公園	2.2.1212号 北条宮西公園	
街区公園については、誘致距離等を考慮して1箇所設置する。また、公園面積は区域面積の約12%を確保する。				
その他の 公共施設	下水については公共下水道計画に併せて整備し、排除方式は分流式とする。			
宅 地 の 整 備	街区の規程は短辺50m長辺100mを標準とし、画地はおおむね奥行25mとし整形になるように整備する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由 「別添理由書のとおり」